

現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用

1. 営業所の専任技術者の取扱いについて

建設業法第7条第2号においては、建設業の許可の要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされているが、以下の全ての条件を満たす場合には、「営業所に常勤して専らその職務に従事している者」として取扱い、主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合を除き、配置技術者として工事現場に従事できることとする。

(1) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事

(2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

(3) 営業所に専任技術者以外の技術者がいない場合

→ 営業所に専任技術者以外の配置可能な技術者がいる場合は、当該技術者の配置を優先し、営業所の専任技術者以外に配置可能な技術者がいない場合のみ配置を認める。

※「近接の範囲」について

工事現場と営業所の間隔が直線距離で 3km 程度の近接した場所にあること、かつ発注者と当該営業所との間で常時連絡がとりうる体制にあり、速やかに対応できる範囲にあること。

2. 現場代理人の常駐義務緩和について

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する受注者の代理人であることから、発注者と常時の連絡に支障を来さないよう工事現場への常駐が、公共工事標準請負契約約款第10条において義務付けられている。しかし、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には例外的に常駐を要しないものとする。

※常駐を要しないものとする要件について

平成22年2月2日付21建企第457号「愛知県の工事現場における現場代理人の常駐の運用について」に準ずるものとします。